

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審									
届	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
沖縄	消費税		国(那覇税務署長)	係属	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約1に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2～30/2	3	伏見松務官 川満実査官 比嘉実査官	那覇地方1		R3.12.28														
東京	法人税		国(南税務署長事務承継者麹町税務署長)	係属	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3～24/3	3	嶋田松務官 武井実査官	東京地方51		R4.5.27														
名古屋	所得税(源泉)		国	係属	・控訴人が訴状において還付を求める各期の源泉所得税等の金額は、国税通則法56条に規定する過誤納金に該当するか否か。 (請求額:39,023,170円 仮執行宣言請求あり)	27/4～30/7	1	立田松務官 嶋田実査官	名古屋地方9		R4.7.19	R6.12.5	棄却	名古屋高等4		R6.12.17	相手側								
名古屋	相続税		国(昭和税務署長)	係属	・本件株式の価額を、財産評価基本通達が定める方法以外の方法により評価した本件各更正処分は、適法か否か(財産評価基本通達6により評価することの適否)。	26	2	前田松務官 加藤専門官 和久田実査官	東京地方38		R4.8.2														
大阪	所得税		国(伏見税務署長)	係属	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か(相続税)	27～28	2	小川松務官 高屋実査官	大阪地方7		R4.9.15	R7.4.17	棄却	大阪高等5		R7.5.1	相手側	R8.5.21	棄却	最高一小		R8.8.24	相手側		
東京	所得税		国(千葉南税務署長)	係属	相手側が処分当時に理事長を務めていた2つの学校法人から関連法人を介して相手側に送金された各金員は、相手側に対する当該学校法人からの給与等(賞与)に該当するか否か。	29～1	2	鈴木松務官 白鷹専門官	東京地方38		R4.9.21	R7.8.8	棄却	東京高等21		R7.8.13	相手側	R8.2.19	棄却	最高二小		R8.2.27	相手側		
東京	相続税		国(杉並税務署長)	完結	相続人が承継した債務のうち、相続開始時において、近い将来に裁判上の和解に基づき免除される可能性が高かった債務が、相続税法14条1項に規定する「債権と認められるもの」に該当するか否か。	26	1	柏田松務官 淵専門官	東京地方2		R4.10.18	R6.11.28	棄却	東京高等23		R6.12.12	相手側	R7.7.16	棄却	最高一小		R7.7.31	相手側	R8.4.16	棄却
東京	相続税		国(川崎西税務署長)	係属	被相続人が訴外会社に対して有していた原状回復請求権は、相続開始時において、評価通達205が定める「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するものであるか否か。	26	1	金子松務官 佐々木実査官	東京地方2		R4.12.6	R6.12.5	棄却	東京高等24		R6.12.19	相手側	R7.7.16	棄却	最高二小		R7.7.31	相手側		
大阪	所得税		国(尼崎税務署長)	係属	1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	27～29	1	渡部松務官 池谷実査官	神戸地方2		R4.12.14														
大阪	所得税(譲渡)		国(東山税務署長)	係属	1 本件各処分の理由の提示に不備があるか否か 2 本件所得税等に係る譲渡所得の金額の計算において、総収入金額に計上すべき本件各土地の譲渡に係る収入金額はいくらか	28	1	北川松務官 伊藤実査官	大阪地方2		R4.12.21	R7.1.17	棄却	大阪高等7		R7.1.24	相手側	R8.5.14	棄却	最高二小		R8.5.28	相手側		
東京	所得税(源泉)		国(日本橋税務署長)	係属	(1) 相手側に当該経済的利益に係る源泉徴収義務が生じていたか否か。具体的には、相手側が本件代表者から同人に対する貸付金の返済を受けたとして「短期貸付金」勘定を減額する経理処理をしたことは、相手側が本件代表者に対し貸付金の返済を免除するもので、本件代表者に経済的利益を供与するものといえるか否か。 (2) 相手側が上記減額処理を行ったことは、重加算税の賦課を規定した国税通則法68条3項の「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかった」とに該当するか否か。(本人訴訟)	28/6.11、29/2.3.5.6、30/1～3.6.9.11.12、31/3、元/5.6	2	山崎松務官 柳澤実査官	東京地方2		R4.12.21	R6.11.7	却下棄却	東京高等11		R6.11.19	相手側	R7.6.25	棄却	最高三小		R7.7.7	相手側		
金沢	国賠		国	係属	国の対応に違法があったとして、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金4,882千円、仮執行宣言あり)	-	1	西島主任松務官 中村松務官 西村実査官	東京地方26		R4.12.26	R7.7.9	棄却	東京高等11		R7.7.29	相手側	R8.10.14							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審							
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果
大阪	法人税		国(東住吉税務署長)	係属	1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件売上雑損は、消費税法38条1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に該当するか否か(消費税)	28/3～31/3	3	一橋松務官	東京地方38		R4.12.28	R7.3.11	棄却	東京高等11		R7.3.24	相手側	R7.10.8	棄却	最高三小		R7.10.20	相手側
大阪	法人税		国(下京税務署長)	係属	1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件受託品事故損は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か 3 本件組織再編成は、これを認容した場合、法人税法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるか否か(消費税)	28/3～31/3	3	清松務官 一橋松務官 長西銘祐主査 村尾実査官 菅野実査官 加藤実査官	大阪地方7		R5.1.21	R8.5.21	一部敗訴	大阪高等8		R8.6.3	双方						
東京	法人税		国(京橋税務署長)	係属	(1) 相手側が外注費として計上した本件各ギフト券の購入金額は、本件各事業年度の損金の額に算入されるか否か。 (2) 相手側が総勘定元帳の仕入高勘定に計上した本件各仕入高について、仕入税額控除が適用されるか否か。 (消費税) (3) 本件各更正処分のうち、再調査に基づく各処分に手続的違法があり、それが当該各処分の取消事由となるか否か。	27/12～31/2	2	馬田松務官 鈴木実査官	東京地方2		R5.2.1	R8.6.25	一部敗訴	東京高等9		R8.7.6	相手側						
東京	法人税		国(江東西税務署長)	未確定	(1) 本件各設計工事が完了したことはそれ単体で「役務の提供」に当たり、その対価である本件各工事費は、平成31年3月期の法人税の所得金額の計算上益金の額に算入されるか否か。 (2) 国税通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるか否か。 (消費税)	31/3	3	坪田松務官 楠実査官	東京地方3		R5.2.7	R8.3.27	棄却										
東京	法人税		国(渋谷税務署長)	係属	(1) 本件規定(租税特別措置法施行令39条の15第8項)が本件委任規定(租税特別措置法66条の6第2項2号)の委任の範囲を逸脱するか否か。 (2) 本件規定を本件の事実関係の下で適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか否か。 (3) 本件確定申告書(相手側の平成30年1月1日から同年12月31日までの事業年度又は課税事業年度に係る法人税又は地方法人税の申告に係る確定申告書)に控除明細書の添付がなかったことについて「やむを得ない事情」があるか否か。 (4) 無形固定資産であるゲームアプリの減価償却費が措置法68条の9第1項に規定する試験研究費に該当するか。 (5) 措置法施行令39条の39第8項に規定する試験研究費の特例的な計算を行うことが認められるか。	30/12	1	嶋田松務官 秋山専門官	東京地方38		R5.2.28	R7.5.16	却下 棄却	東京高等2		R7.5.29	相手側	R8.1.29	棄却	最高三小		R8.2.10	相手側
東京	法人税		国(芝税務署長)	係属	(1) 無形固定資産であるゲームアプリの減価償却費が措置法68条の9第1項に規定する試験研究費に該当するか。 (2) 措置法施行令39条の39第8項に規定する試験研究費の特例的な計算を行うことが認められるか。	30/3～2/3	3	坪田松務官 中国実査官	東京地方3		R5.3.1												
福岡	法人税		国(八女税務署長)	係属	株式の購入に際して支払った情報提供料等は株式の取得価格に含めるべきか	29/3～2/3	3	齊藤松務官 児嶋実査官	東京地方3		R5.3.15	R8.2.18	一部敗訴	東京高等9		R8.3.3	国側						
福岡	法人税		国(久留米税務署長)	係属	①仕入金額は過大計上されたものであるか否か ②消費税法30条7項に規定する帳簿・請求書を保存しない場合に該当するか ③仕入金額は「隠蔽又は仮装」(通則法68条1項)に該当するか否か ④法人税法127条1項3号に規定する青色申告承認取消事由に該当するか否か ⑤通則法23条1項各号の更正の請求事由に該当するか否か ⑥欠損金の繰戻還付請求は認められるか否か(消費税)	29/2/19～元/5	1	齊藤松務官 宮崎主査	福岡地方1		R5.4.5	R8.3.18	棄却	福岡高等1		R8.4.1	相手側						
熊本	相続税		国(大分税務署)	係属	本件相続税の課税価格に算入すべき財産は、本件土地等であるか、本件売買残代金請求件であるか。	30	1	一岡松務官 船塚実査官	大分地方1		R5.4.12												
福岡	法人税		国(博多税務署長)	完結	太陽光発電に係る支出の工事原価該当性	30/8	1	田中松務官 山本実査官	福岡地方1		R5.4.18	R7.12.10	棄却	福岡高等3		R7.12.24	相手側	R8.6.11	棄却				

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
広島	法人税		国(倉敷税務署長)	係属	原告が各事業年度に計上した外注加工費及び減価償却費は、原告の損金の額に算入されるか否か 当初申告において帳簿に記載していなかった原告の新規事務所の運営資金等は、原告の損金の額に算入されるか否か (消費税)	29/4～ 2/4、 30/6～ 1/6	2	足立松務官 赤代専門官 福本実査官 白鳥実査官	東京地方 38		R5.8.18	R7.11.21	棄却	東京高等 12		R7.12.8		相手側								
高松	法人税		国(松山税務署長)	係属	・本件各通知処分は、本件調査に係る調査手続の違法を理由に取り消されるべきか否か。 ・本件各通知処分の理由の提示に不備があるか否か。 ・本件各更正の請求は、通則法23条1項1号の規定による「納付すべき税額が過大であるとき」に該当する事実があったか否か。	27/3～ 31/3	1	井上松務官 白石専門官	松山地方 2		R5.8.23															
東京	法人税		国(八王子税務署長)	未確定	(1) 原告に、国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (2) 原告に、国税通則法70条5項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	29/3～ 2/3	1	松野尾主任松務官 菊地実査官	東京地方 2		R5.8.24	R7.8.28	棄却													
福岡	所得税		国(小倉税務署長)	係属	預金口座に入金された金員の所得の帰属 仮装隠蔽の事実の有無 偽りその他不正の行為に当たるか否か 処分の理由付記の不備	20～28	2	福田松務官 齊藤松務官 宮崎主査	福岡地方 1		R5.10.2															
名古屋	相続税		国(浜松西税務署長)	係属	・本件相続税の課税価格に計上すべき原告貸付金債権の価額は幾らか。 ・本件相続税の課税価格に計上すべき本件会社貸付金債権の価額は幾らか。 ・上告人は、本件各金額相当額を、本件被相続人からの贈与により取得したか否か。 (贈与税)	1・27～ 30	1	前田松務官 和久田実査官	東京地方 2		R5.8.31	R7.6.12	棄却	東京高等 17		R7.6.25		相手側	R8.1.28	棄却	最高二小		R8.2.12	相手側		
熊本	相続税		国(都城税務署長)	係属	本件株式は、評価通達の定める評価方法によって適正な時価を選定することができないか否か。	3	1	別府松務官 船塚実査官	東京地方 3		R5.11.29	R7.4.23	棄却	東京高等 12		R7.5.14		相手側	R7.11.26	棄却	最高一小		R7.12.9	相手側	R8.7.9	不受理
関信	法人税		国(北郡税務署長事務承継者上尾税務署長)	係属	株式に係る譲渡損失の額を本件事業年度の損金の額に算入できるか否か(株式に係る取得価額又は譲渡価額には適正な価額(時価)との差額があるか否か)。	29/3	1	安増松務官 板垣専門官 山本実査官	東京地方 2		R5.11.24															
東京	法人税		国(品川税務署長)	係属	香港及び台湾に所在する相手側の外国関係会社は、外国子会社合算税制の「事業基準」を満たすか否か。	29/3～ 3/3	3	植山松務官実査官 鴨崎主査	東京地方 3		R5.12.15															
東京	法人税		国(新宿税務署長)	係属	(1) 処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。 (2) 本件の更正処分に理由付記の不備による違法があるか否か。	27/3～ 30/3	3	大園松務官 吉川実査官	東京地方 3		R5.12.27															
大阪	所得税		国(姫路税務署長)	係属	1 旅館の売上げは、原告に帰属するか 2 金地金等の購入及び売却に係る取引から生ずる所得及び各差損益は、原告に帰属するか 3 海外先物取引雑所得は、措置法41の14第1項に規定する分離課税の雑所得に該当するか (消費税)(本人訴訟)	元～3 29/12、 30/12、 3/10、11、 12	1	川口松務官 梅里実査官	東京地方 51		R5.12.29	R7.5.27	却下棄却	東京高等 11		R7.6.4		相手側	R7.12.10		却下棄却	最高一小		R7.12.15	相手側	
仙台	消費税		国(白河税務署長)	未確定	(1) 取締役は原告の申告権限があったか否か (2) 本件申告は、原告の意思に基づいてなされたものか否か	28.7～ 1.7	1	前川主任松務官 佐沼松務官 佐藤専門官	福島地方 1		R6.2.21	R8.2.24	棄却	仙台高等 2		R8.3.11		相手側	R8.7.9	棄却	仙台高等 2		R8.7.23	相手側		
関信	法人税		国(潮来税務署長)	完結	1 本件売上高は、原告に帰属する売上げであるか否か 2 本件支出金額は、交際費に該当するか否か (消費税)	31/3～ 3/3	1	杉森松務官 板垣主査 沢里実査官	東京地方 38		R6.4.15	R8.4.17	一部敗訴													
名古屋	贈与税		国(昭和税務署長)	係属	・本件各無償譲渡の時点における本件株式の価額の算定において、本件各借入金はいずれも確実に認められる債務として控除すべき負債であるか否か。	29	1	前田松務官 和久田実査官	名古屋地方 9		R6.4.12	R7.11.13	棄却	名古屋高等 4		R7.11.26		相手側	R8.6.17	棄却	名古屋高等 4		R8.8.27	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
広島	所得税		国(新見税務署長)	係属	原告は本件財団を通じて、本件外国会社を間接保有しており、本件外国法人の所得が原告に係る外国子会社合算税制の適用対象となるか否か	29～30	2	菊島松務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	東京地方 3		R6.4.22	R7.9.12	棄却	東京高等 10		R7.9.17	相手側	R8.4.14	全部敗訴							
関信	所得税		国(緑税務署長事務承継者立川税務署長再事務承継者所沢税務署長)	係属	本件金員に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額があるか否か	28～1	1	金高松務官 岡村主査 佐々木実査官	東京地方 51		R6.4.18	R8.4.21	棄却	東京高等 11		R8.5.7	相手側									
大阪	相続税		国(西税務署長)	係属	原告に係る相次相続控除額はいくらか(本人訴訟)	元	1	小川松務官 高屋実査官	広島地方 2		R6.5.6	R7.9.10	棄却	広島高等 4		R7.9.23	相手側	R8.3.26	棄却	最高一小		R8.4.5	相手側			
東京	相続税		国(鎌倉税務署長)	係属	(1) 共同相続人の一人が取得した米国の遺族年金である「widow's benefits」を受給する権利(本件受給権)が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか。 (2) 更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか。 (3) 本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するか。	1	1	金子松務官 佐々木実査官	東京地方 3		R6.5.28	R8.2.25	棄却	東京高裁 2		R8.3.12	相手側									
東京	所得税(源泉)		国(江東東税務署長事務承継者江戸川北税務署長)	未確定	相手側が、相手側名義の口座から入金した金員を、相手側代表者の先物取引口座に対して入金したこと(本件対象入金)は、相手側代表者に対する給与等(賞与)の支払に該当するか否か。具体的には、①相手側代表者に本件対象入金による所得(経済的利得)があるか否か、②本件対象入金による所得は、所得税法28条1項及び183条1項の「給与等」に該当するか否か。	30/1～ 2/12	1	坪田松務官 中園実査官	東京地方 2		R6.5.31	R7.11.13	棄却	東京高等 4		R7.11.27	相手側	R8.8.27	棄却							
関信	法人税		国(氏家税務署長)	係属	バス運行委託契約による収入の益金算入時期及び同収入が消費税の課税売上金に該当するか否か。(本人訴訟)(消費税)	29/2～ 3/2	1	鈴木松務官 板垣専門官 井開実査官	宇都宮地方 1		R6.6.6															
関信	消費税		国(浦和税務署長)	未確定	取引先からの郵便切手等の立替購入等に際しての支払い及び受領した代金相当額は課税取引に該当するか否か。	1/5～ 3/5	1	鈴木松務官 板垣専門官 井開実査官	東京地方 51		R6.7.11	R8.4.21	棄却													
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	(1) 香港法人からの配当は、平成30年分及び令和元年分の収入すべき金額に該当するか否か。 (2) 相手側は、租税特別措置法40条の4第1項の居住者に該当し、平成30年分及び令和2年分において、雑所得に該当する収入があるか否か(外国子会社合算税制の適用の可否)。 (3) 外国子会社合算税制の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、損益計算書にImpairment lossとして計上された金額は、香港法人29年12月期の損金の額に算入されるか否か。 (4) 外国子会社合算税制の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、訴外法人から配当の支払を一部留保された金額等は、香港法人元年12月期の益金の額に算入されるか否か。	30～2	2	鈴木松務官 中村実査官	東京地方 3		R6.5.23															
東京	消費税		国(麻布税務署長事務承継者京橋税務署長)	係属	(1) その一部が住宅用に賃貸されている販売用建物の購入及び当該建物に対する工事のうち、購入から販売までの期間を通して空室であった部分に係る課税仕入れは、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 (2) 空室のある売却対象物件の買主に対する空室部分に係る家賃相当額の支払は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	28/9	3	末安松務官 河野実査官	東京地方 3		R6.7.16	R7.9.17	棄却	東京高等 12		R7.9.30	相手側	R8.6.17	棄却	東京高等 12		R8.6.30	相手側			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審							
届	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果
大阪	所得税		国(西宮税務署長)	完結	原告名義で行われた本件先物取引のうち、原告の父らから委任されたとする本件期間の各取引に係る雑所得は原告に帰属するか否か	30～元	1	清家松務官 徳山総括主査 久保実査官 池谷実査官	大阪地方7		R6.8.9	R8.3.26	棄却										
名古屋	法人税		国(名古屋西税務署長)	係属	・原告が決算において行った会計処理は、実体があり、かつ、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ったものであるか否か。 ・重加算税の賦課決定の可否。 (消費税)	27/5～3/5	1	立田松務官 嶋田実査官	名古屋地方9		R6.7.19												
東京	相続税		国(練馬東税務署長)	未確定	(1) 相続開始日において賃貸されていなかった空室は、貸家建付地及び貸家の賃貸割合の計算上、一時的に賃貸されていなかったと認められるものといえるか否か。 (2) 被相続人が、業務委託契約を締結していた不動産管理会社に対して有していた預け金(相続開始日において支払期日即将到来していた相続開始月分の賃料に係るもの)は、相続税の課税価格に算入すべきか否か。	29	1	中山松務官 岩淵実査官	東京地方51		R6.7.30	R8.1.15	棄却	東京高等11		R8.1.30	相手側	R8.8.26	棄却				
名古屋	法人税		国(関税務署長)	係属	・本件各収入は、工業所有権等の使用料に該当するか否か。 ・本件各機能の開発は、「自ら行った研究開発」に該当するか否か。 ・本件各支出の金額が、「当該使用料を得るために直接要した費用の額」に該当するか否か。	2/3・3/3	3	山本松務官 重山主査 山川実査官	東京地方3		R6.8.8												
熊本	法人税		国(熊本西税務署長)	係属	被告が、土地及び建物の各固定資産税評価額の比率を用いる方法を用いて、本件建物の購入の代価及び本件不動産の課税仕入れに係る支払対価の額を算定し原処分を行ったことは適法か否か(消費税)	2/12・3/12	1	一岡松務官 別府松務官 堀川主査	熊本地方2		R6.7.29												
高松	相続税		国(今治税務署長)	係属	理由付記の付け替えのために行った取消し再更正処分は適法であるか否か。	30	1	井上松務官 白石専門官	松山地方1		R6.8.13	R8.4.24	却下棄却	高松高等2		R8.5.8	相手側						
大阪	相続税		国(上京税務署長)	係属	被相続人の死亡により配偶者が取得したスイス遺族年金を受給する権利(本件受給権)は、相続税法3条1項6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。	29	1	小川松務官 牧瀬総括主査 伊藤実査官 高屋実査官	京都地方3		R6.8.20	R8.5.25	棄却	大阪高等3		R8.6.6	相手側						
関信	所得税		国(真岡税務署長)	係属	基礎控除の適用に所得金額による差異があることは憲法違反である。	3	1	鈴木松務官 岡村主査 井関実査官	東京地方51		R6.8.5	R7.12.4	棄却	東京高等5		R7.12.17	相手側	R8.6.17	棄却	東京高等5		R8.7.1	相手側
沖縄	所得税(譲渡)		国(北那覇税務署長、国税不服審判所長)	係属	1 本件家屋が租税特別措置法第35条第1項の「居住用財産」に該当し、特別控除の対象となるか否か。 2 審判所が行った証拠収集等は裁決手続の瑕疵に該当するか否か。	2	1	伏見松務官 川崎実査官 比嘉実査官	東京地方3		R6.8.29	R8.7.15	棄却	東京高等●		R8.7.29	相手側						
広島	法人税		国(岡山西税務署長)	係属	1 原告が仮受金として計上していた金額及び関係会社の収益として計上していた金額に係る収益は、本件事業年度の原告の法人税の所得金額の計算上、益金の額に算入されるか否か。 2 原告が「国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があるか否か。 (消費税)	30/8	2	足立松務官 赤代専門官 福本実査官 白鳥実査官	岡山地方2		R6.8.8												
名古屋	所得税(源泉)		国(静岡税務署長)	係属	・譲受人が、原告より譲り受けた土地の簿価と時価の差額(経済的利益)は、譲受人に対する所得税法28条1項に規定する給与等に該当するか否か。	2/7～2/12	1	森岡松務官 重山主査 加藤実査官	東京地方38		R6.8.29												
名古屋	所得税(譲渡)		国(名古屋北税務署長)	係属	・本件家屋は措置法35条2項に規定する「居住の用に供している家屋」に該当するか否か。 ・控訴人が受領した未経過固定資産税等相当額は、本件各土地に係る譲渡所得の金額の計算上総収入金額に算入すべきか否か。	2	1	前田松務官 和久田実査官	名古屋地方9		R6.9.5	R8.3.12	棄却	名古屋高等3		R8.3.24	相手側						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等		第一審		控訴審				上告審											
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当官	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果					
東京	法人税		国(芝税務署長)	係属	(1)原告が業者に報酬として支払ったとする金員は、支払手数料として損金の額に算入されるか否か。 (2)各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価額は、それぞれいくらか。 (3)賃貸用不動産に係る譲渡収入及び譲渡原価は、益金の額及び損金の額に算入すべきか否か。 (4)原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (5)平成21年12月期から平成23年12月期までの法人税に係る各更正処分は、通則法70条に規定する除斥期間を経過して行われたものか否か。	21/12～26/12	1	梶松務官 久保主査	東京地方2		R6.7.12												
東京	所得税		国(芝税務署長事務承継者玉川税務署長)	係属	(1)各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価額は、それぞれいくらか。 (2)原告が業者に対して支払ったとする金員は、雑費等として必要経費に算入されるか否か。 (3)原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (4)平成21年分から平成23年分までの所得税に係る各更正処分は、通則法70条に規定する除斥期間を経過して行われたものか否か。	21～26	1	梶松務官 神保実査官	東京地方2		R6.7.12												
関信	贈与税		国(上尾税務署長)	係属	原告が譲受けた株式について、相続税法7の「著しく低い価額の対価で財産の譲受を受けた場合」に該当し、当該譲渡の対価と財産評価基本通達により計算した評価額との差額に相当する金額を贈与による取得したものとみなされるか。	1	2	安掛松務官 長澤専門官 山本実査官	さいたま地方4		R6.9.5	R8.3.25	棄却	東京高等21		R8.4.6	相手側						
札幌	法人税		国(網走税務署長)	係属	1本件国庫補助金は、収益に計上されているか。 2各処分に係る理由附記に違法があるか否か。 3過去の調査で指摘されなかった経理処理を指摘したことは信義誠実の原則に違反するか。	3/3、4/3	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方2		R6.9.12												
関信	法人税		国(熊谷税務署長)	未確定	1原告が役員の分掌変更に伴いその役員に対して退職金として支給した金員が損金の額に算入されない給与に該当するか、退職給として損金の額に算入されるか。 2調査が不十分な違法な課税処分か。	30/7	1	金高松務官 板垣専門官 佐々木実査官	さいたま地方4		R6.9.20	R8.6.10	棄却										
高松	法人税		国(徳島税務署長)	係属	(1)原告が計上した研究開発費は、本件各ソフトウェアの取得価額に算入すべきか。 (2)本件各ソフトウェアに適用される耐用年数は何年か。 ※開寛制限の申立有り	30/3～3/3	3	大野松務官 白石専門官 多田実査官	東京地方2		R6.9.20												
大阪	所得税(譲渡)		国(浪速税務署長事務承継者西成税務署長)	完結	本件譲渡所得は、所得税法第9条第1項第10号に規定する非課税所得に該当するか否か。	2	1	高橋松務官 西田実査官	東京地方3		R6.10.11	R8.3.18	棄却										
沖縄	消費税		国(那覇税務署長)	係属	本件金地金は、消費税法36条5項(棚卸資産の調整規定)が適用される「棚卸資産」に該当するか否か。	4/2	1	伏見松務官 川満実査官 比嘉実査官	東京地方51		R6.10.25	R7.10.30	棄却	東京高等20		R7.11.18	相手側	R8.4.27	棄却	最高一小		R8.5.12	相手側
関信	法人税		国(藤岡税務署長)	係属	原告が子会社等に対してした債権放棄の額が、寄付金の額に該当するか。	2/3	1	土田松務官 板垣専門官 山崎実査官	東京地方51		R6.10.22												
名古屋	法人税		国(名古屋中税務署長事務承継者昭和税務署長)	係属	・原告は本件各支払先からコンサルティング業務に係る役務提供を受けていたか否か。 ・原告が本件支払コンサル料を損金の額に算入した点について、「隠蔽又は仮装」に該当する事実(重加算税の賦課要件・青色申告承認取消要件)に該当するか否か。 (消費税)	29/10、30/10	1	南松務官 佐藤実査官	名古屋地方9		R6.9.26												
東京	その他		国(麻布税務署長)	係属	本件は、信託型新株予約権の行使を受けて株式を発行した原告(告知人)が、当該株式の取得による経済的利益(給与所得)を受けた元従業員(被告)に対し、当該給与所得に係る源泉所得税相当額の支払(求償)を求める訴訟を提起したのに伴い、国が原告から、訴訟告知(訴訟補助の要請)を受けた事実である。 (請求金額:78,606千円)	3/8	1	山下松務官 的場主査	東京地方37		R6.7.4												

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審									
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果
関信	消費税		国(潮来税務署長)	完結	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過徴納金に該当するか。(請求金額:4,707,500円、仮執行宣言請求なし)	30/9	1	安掛松務官 岡村主査 山本実査官	水戸地方1		R7.3.13	R8.3.13	棄却	東京高等22		R8.3.19	相手側	R8.7.29	棄却						
東京	所得税		国(武蔵野税務署長)	係属	子を保育所に通わせるために支払った保育料は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるか否か。	5	1	岩崎松務官 福田実査官	東京地方2		R7.2.25														
大阪	所得税		国(豊能税務署長)	係属	納税者の子を保育所に通わせるために支払った本件保育料を雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべきか否か	5	1	川口松務官 梅里実査官	東京地方2		R7.2.25														
関信	消費税		国(東松山税務署長)	係属	請負金額を増額する内容の変更覚書に基づく変更契約が成立し、当該変更覚書に基づく請負金額が課税売上に入算されるか。	3/3	1	吉場松務官 板垣専門官 小高実査官	東京地方38		R7.4.2														
関信	消費税		国(浦和税務署長)	完結	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過徴納金に該当するか。(請求金額:7,444,500円、仮執行宣言請求なし)	30/3.31/3	1	安掛松務官 岡村主査 山本実査官	さいたま地方4		R7.3.11	R8.7.15	棄却												
名古屋	消費税		国(名古屋中税務署長)	係属	・建物及び土地の一括譲渡に当たり、売買契約書において建物の代金及び土地の代金が区分されている場合に、消費税法施行令45条3項を適用することができるか否か。	30/3～4/3	1	森岡松務官 加藤実査官	名古屋地方9		R7.3.26														
福岡	消費税		国(麻布税務署長事務承継者福岡税務署長)	係属	消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存している場合に該当するか否か(本人訴訟)	3/3～3/5、3/8	1	齊藤松務官 平山実査官	東京地方2		R7.1.15														
東京	法人税		国(麹町税務署長)	係属	米国に所在する相手側の外国関係会社4社は、租税特別措置法第66条の6第2項第2号イ(3)の要件を満たさず、特定外国関係会社に該当するか。	2/3、3/12	3	山崎松務官 山本実査官	東京地方38		R7.4.30														
東京	所得税		国(川崎南税務署長)	係属	(1) 相手側の所得税等の計算上、相手側の国外に居住する親族に係る扶養控除の適用があるか否か。 (2) 所得税法施行規則47条の2第6項は、所得税法120条3項及び同法施行令262条3項2号による委任の範囲を逸脱した規定であるか否か。	30～3	1	岩崎松務官 八ツ塚主査	東京地方2		R7.2.27	R8.5.14	棄却	東京高等9		R8.5.26	相手側								
名古屋	相続税		国(千種税務署長)	係属	・本件払戻請求権は、本件相続税の課税価格に計上すべき相続財産であるか否か。	28	1	前田松務官 和久田実査官	名古屋地方9		R7.5.1	R8.4.16	棄却	名古屋高等1		R8.4.27	相手側								
高松	相続税		国(鳴門税務署長)	完結	課税漏れとされた相続人名義の定期貯金は、被相続人に帰属する相続財産か否か。	2	1	井上松務官 白石専門官	徳島地方2		R7.4.9	R8.4.15	取下げ												
東京	贈与税		国(川崎南税務署長)	係属	(1) 法定相続人から相続分の譲渡を受けて取得した財産について、贈与税が課されるか(国側)、相続税が課されるか(相手側)。 (2) 事実婚の相手側は、相続税法18条1項及び同法19条の2第1項に規定する「配偶者」に該当するか否か。(相続税)	2	1	金子松務官 佐々木実査官	東京地方51		R7.4.30														
名古屋	法人税		国(名古屋西税務署長)	係属	・本件集荷対策費は、法人税法37条7項に規定する寄附金の額に該当するか否か。 ・本件差額は、消費税法30条に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当しないか否か。(消費税)	31/3～5/3	3	南松務官 董山主査 佐藤実査官	東京地方38		R7.5.15														
大阪	法人税		国(阿倍野税務署長)	完結	1 本件各確定申告書を提出できなかったことについて、通則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が生じていたか否か。 2 本件各却下処分は租税公平主義又は信義則に反する違法があるか否か。(消費税)	4/6、5/6	1	梶山松務官 牧瀬総括主査 牧田実査官 内山実査官	東京地方2		R7.5.23	R8.7.30	却下棄却												
関信	相続税		国(行田税務署長)	係属	原告に、国税通則法68条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。	30	1	鈴木松務官 長澤専門官 井関実査官	東京地方2		R7.4.17														
東京	消費税		国(神田税務署長)	係属	令和3年3月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。	3/3	1	大園松務官 辻井実査官	東京地方51		R7.6.6														

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審									
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果
札幌	法人税		国(札幌中税務署長)	係属	1本件調査手続に各処分を取り消すべき違法があるか否か 2各処分に係る理由附記に不備があるか否か 3ある店舗に係る売上げは、原告に帰属するか否か 4本件青色取消処分及び本件各更正処分等は適法か否か (消費税)	29/8～ 4/6	1	松浦松務官 澤田実査官 後藤実査官	東京地方 38		R7.6.5														
高松	所得税		国(高松税務署長)	係属	原告が取得した建物に係る「購入の代価」及び「課税仕入れに係る支払対価の額」について、土地及び建物の売買代金総額を「固定資産税評価額の比」により按分して算定する方法が合理的といえるか否か。 (消費税)	29～3	1	大野松務官 多田実査官	東京地方 2		R7.5.16														
東京	消費税		国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	坪田松務官 楠実査官	東京地方 38		R7.5.12														
東京	消費税		国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	坪田松務官 楠実査官	東京地方 38		R7.5.12														
東京	消費税		国(上尾税務署長事務承継者江東東税務署長再事務承継者東京上野税務署長)	係属	本件各取引に係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。	31/3～ 3/12	1	松野尾主任松務官 菊地実査官	東京地方 2		R7.4.9														
東京	法人税		国(品川税務署長、川崎西税務署長事務承継者品川税務署長、いわき税務署長事務承継者品川税務署長)	係属	(1) 本件各青色申告承認取消処分は、法人税法127条1項の規定に基づかない違法な処分であるか否か。 (2) 本件各確定申告書が提出期限内に提出されなかったことについて、通則法68条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。	31/3～ 4/3	1	末安松務官 河野実査官	東京地方 2		R7.4.28														
大阪	消費税		国(姫路税務署長)	係属	本件金地金の購入に係る課税仕入れは原告に帰属するか。(本人訴訟)	5/10	1	清松務官 中子実査官	神戸地方 2		R7.7.1	R8.3.12	却下 棄却	大阪高等 14		R8.3.19	相手側								
大阪	所得税		国(姫路税務署長)	係属	本件寄宿舍営業の所得は原告に帰属するか。(本人訴訟)	30	1	川口松務官 梅里実査官	神戸地方 2		R7.7.1	R8.3.12	却下 棄却	大阪高等 1		R8.3.19	相手側	R8.8.27	棄却						
広島	国賠		国	未確定	原告が当局査察課に対して情報提供を行ったにもかかわらず、査察課が犯則調査を行わなかったことは、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か (本人訴訟) (請求額:1円 仮執行宣言請求有)	-	5	菊島松務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	加治木簡易		R7.6.17	R8.3.18	棄却	鹿児島地方 2		R8.3.23	相手側								
東京	消費税		国(藤沢税務署長)	係属	相手側が取得した各建物の課税仕入れに係る支払対価の額は、鑑定評価額比率又は固定資産税評価額比率のいずれにより算出すべきか	3/12	1	岩崎松務官 福田実査官	東京地方 3		R7.6.12														
大阪	相続税		国(芦屋税務署長)	係属	本件更正処分等に重大かつ明白な違法があるか否か。(本人訴訟)	24	1	奥山松務官 牧瀬総括主査 鶴田実査官 内山実査官	神戸地方 2		R7.7.23	R8.2.24	却下 棄却	大阪高等 14		R8.3.3	相手側								

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]